

○越前市森林総合利用施設設置及び管理条例

平成17年10月1日
条例第148号

(設置)

第1条 市民に自然に親しむ機会を与えることにより森林に対する理解を深め、林業振興に寄与し、もって市民の健康増進を図るため、森林総合利用施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 森林総合利用施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
越前市金華山グリーンランド	越前市米口町地内

(管理)

第3条 市長は、森林総合利用施設(以下「利用施設」という。)を常に良好な状態において管理し、第1条の設置目的に即し最も効率的な利用及び安全の確保に努めるものとする。

(施設の種類)

第4条 利用施設に次の施設を置く。

- (1) 総合案内所、配水施設、照明設備、放送設備、ゴミ焼却器、便所その他の管理施設
- (2) キャンプ場、休憩舎、炊事施設、コテージ、バンガローその他の休養施設
- (3) 花木、樹木園その他の風致施業施設
- (4) 巣箱、給餌台その他の鳥獣保護施設
- (5) 消火器その他の山火事防止施設
- (6) 林間歩道、駐車場、広場その他の基盤整備施設
- (7) 丸太遊具運動施設

(利用期間)

第5条 利用施設の利用期間は、毎年4月1日から11月15日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(使用時間及び休業日)

第6条 利用施設のコテージ及びバンガローの使用できる時間及び休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休業することができる。

(1) 使用時間

- ア 休憩 午前9時から午後5時まで
イ 宿泊 午後2時から翌日の午前10時まで

(2) 休業日 毎週水曜日

(行為の禁止)

第7条 利用施設内においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 利用施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土石、竹木等の物件を堆積し、又は危険物を持ち込むこと。
- (4) 土砂岩石等を採取し、又は土地の形質を変更すること。
- (5) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) 風紀を乱し、若しくはそのおそれのある行為をし、又は危害を及ぼす行為をすること。
- (7) 立入禁止区域内に立ち入ること。
- (8) 指定された場所以外に車両を乗り入れ、又はキャンプ若しくはキャンプファイヤーをすること。
- (9) その他利用施設の管理上支障があると認められる行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第8条 市長は、利用者が前条の規定に違反するときは、その利用を拒むことができる。

2 市長は、施設の損壊、林産物の搬出その他の理由により、やむを得ないと認める場合は、区域及び期間を定めてその利用の禁止又は制限をすることができる。

(行為の許可)

第9条 利用施設の区域内において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品を販売し、又は頒布すること。
- (2) 競技会、展示会その他これらに類する催しのため、施設の全部又は一部を独占して利用すること。
- (3) 興業、募金その他これらに類する行為をすること。
- (4) 業として、写真又は映画等を撮影すること。
- (5) 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 前各号に掲げる行為のほか、利用施設の管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(平25条例4・一部改正)

(使用承認)

第10条 キャンプ場、コテージ又はバンガローを使用しようとする者は、当該行為の日7日前までに市長の承認を受けなければならない。

(使用料)

第11条 市長は、別表に定める使用施設を利用する者から、当該使用施設の使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(損害賠償)

第13条 利用施設の施設、設備を損傷し、又は汚損した者は、速やかに市長に報告するとともに、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 賠償の金額及びその方法は、その都度市長が定める。

(管理の代行)

第14条 市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に利用施設の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者が行う利用施設の管理の業務は、次のとおりとする。

(1) 利用施設の維持管理に関する業務

(2) 利用施設の使用許可及び利用調整に関する業務

(3) 市長の承認を受け、利用施設の利用期間を変更し、又は使用時間若しくは休業日を変更し、若しくは臨時に休業すること。

(4) 使用料の徴収に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第8条から第11条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の武生市森林総合利用施設設置及び管理条例(昭和54年武生市条例第17号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成25年3月29日条例第4号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月14日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定による改正後の条例の使用料又は利用料金に関する規定は、令和2年4月1日以後の当該条例に規定する使用又は利用について適用し、同年3月31日までの使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

3 この条例の改正後の規定による使用料及び利用料金の徴収に係る必要な手続その他の行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(その他)

4 前2項の規定によるほか必要な経過措置は、規則で定める。

別表(第11条関係)

(令元条例13・全改)

使用施設	区分	単位	使用料	備考
コテージ	宿泊	1棟	15,700円	午後2時から翌日の午前10時まで
	休憩(宿泊予約がない棟のみ)	1棟	8,400円	午前9時から午後1時まで
			8,400円	午後1時から午後5時まで
			15,700円	午前9時から午後5時まで
バンガロー	宿泊	1棟	2,100円	午後2時から翌日の午前10時まで
シャワー	使用の都度	1回	100円	